

**【記載例】 緊急自動車**

訂正する場合は、二重線で訂正し、訂正印を押印してください。

<p>〔緊急自動車〕 〔道路維持作業用自動車〕</p> <p>申請(届出)年月日を記載してください。</p> <p>平成●●年●●月●●日</p> <p>申請(届出)者は自動車の使用者です。</p> <p>■■市●●丁目1-2 ■■市◆◆部</p> <p>〔申請者〕住所 〔届出者〕氏名 ●●課長 秋田 太郎 ㊟</p> <p>〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕</p>	
<p>一方を二重線で消してください。 ※押印は不要です。</p> <p>秋田県公安委員会 殿</p> <p>一方を二重線で消してください。 ※押印は不要です。</p> <p>別表(※)の種類に沿って記載してください。</p>	
用途	公益事業応急作業用(〇〇事業用)
自動車を使用する者	住所 ■■市●●丁目●-●
	氏名 ■■市◆◆部●●課長 秋田太郎
申請自動車	道路交法上の種類、用途別等を記載してください。 普通、中型、大型等(乗用、貨物、特種等)
	車名 ニッサン
	型式 AB-CD**
自動車の使用の本拠	登録番号又は車両番号 AB**-****
	位置 ■■市◆◆字●●3-4
備考	名称 ■■市◆◆管理棟
	年式：平成●●年式 塗色：▲▲ 定員：●名 灯火：赤色警光灯(一式)
<p>その他：リース 平成●年●月●日～●年●月●日まで (備考欄に必要事項を記載してください。)</p>	

(注) 登録されている自動車は、自動車検査証の写し1通を添付すること。

- ※ 車両の概要が分かる資料(諸元表、図面又は四面写真)が必要です。
- ※ 道路応急作業に従事するレッカー車の場合は、高速道路上の事故対応に限ります。道路管理者以外の方は、道路管理者(東日本高速道路株式会社等)との協定書が必要です。
- ※ リースの場合は、リース契約書等の写しが必要です。期間限定の指定証となりますので、リース期間終了後は速やかに指定証を返納してください。

## 別表

## 緊急自動車の種類

関係条文	種類		指定・届出別	
道 路 交 通 法 施 行 令 第 13 条 第 1 項	第1号	消防用自動車（ポンプ車、はしご車、水槽車等）		
	第1号の2	救急用自動車		
	第1号の3	消防用自動（広報車、支援車、人員搬送用等） ※特別な構造・装置なし		
	第1号の4	応急手当出動用大型又は普通自動二輪車		
	第1号の5	医師派遣用自動車		
	第1号の6	ホスピスカー（在宅医療緊急往診用自動車）		
	第1号の7	警察用自動車（パトカー、捜査用車、事故処理車等）		
	第2号	自衛隊用自動車		
	第3号	検察用自動車		
	第4号	刑務所、矯正施設用自動車		
	第5号	入国者収容所、入国管理局用自動車		
	第6号	公益事業に伴う 応急作業用自動車 （公益事業応急作 業車）	電気事業用	指定対象
			ガス事業用	
	水道（上下水道）事業用			
	鉄道事業用			
	電信、電話事業用			
		路上障害物排除作業用（J A F）		
第7号	水防機関用自動車			
第8号	血液運搬用自動車			
第8号の2	臓器等応急運搬用自動車			
第9号	道路管理応急作業用自動車（道路管理者）			
第10号	不法電波探査用自動車			
第11号	交通事故調査分析センター使用自動車			
第12号	原子力防災車			

※ 第6号又は第9号に基づき、レッカー車を緊急自動車として指定申請できるのは、高速自動車国道及び自動車専用道路上の事案対応の場合に限ります。指定を受けようとする者が道路管理者（東日本高速道路株式会社等）以外の事業者である場合は、下記の要件を満たす必要があります。

- 道路管理者と「事故車・故障車の救援に関する協定」等を締結していること。
- 24時間出動が可能であること